

(独) 科学技術振興機構とサンパウロ州研究財団(FAPESP)との間の協力に関する覚書

サンパウロ研究財団（以下、「FAPESP」という。）は 1960 年 10 月 18 日付法律第 5.918 号により設立され、本部はサンパウロ州サンパウロ市アルト・ダ・ラパ 1500 ルア・ピオ XI にあり、CNPJ（法人用税務登記番号）/MF（財務省）登録番号は第 43.828.151/0001-45 号であり、1962 年 5 月 31 日付法令第 40,132 号により承認された一般規則と併せて法律第 5.918 号第 11 条 a に従い、理事長であるセルソ・ラフェル博士が代表し、2013 年 7 月 30 日付の州公報で発表されたサンパウロ州知事法により委譲された権利を行使している。独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）は、2003 年 10 月 1 日付独立行政法人科学技術振興機構法により設立され、本部は埼玉県川口市本町 4-1-8 にあり、理事長である中村道治博士が代表している。以下、両者を「両当事者」と称する。

競争力を高め、社会経済システムを発展させ、社会経済的な生活水準を向上させるための主たる要因として科学技術の協力の重要性に鑑み、

日本とブラジル・サンパウロ州との間の科学技術協力を推進することの重要性に鑑み、平等と相互利益に基づき協力を強化することを願い、

両国の科学コミュニティの間の連携の強化、及び研究センター間の新しい提携の形を奨励する必要性に鑑み、

JST は日本の科学技術政策の実施を担当する中核機関の 1 つであり、研究成果を社会と共有することを保証する一方、

また、ブラジル・サンパウロ州の科学技術の発展に関する FAPESP 戦略の目的の中には、国際的な科学協力の強化が含まれており、

また、JST 及び FAPESP の研究プログラムは、知識、研究、技術開発、イノベーション、社会の発展に基づく国際的な競争力を促進し、

両当事者間の相互協力を育成し、両当事者の関心がある優先分野での科学提携及び技術開発イニシアティブを促進することを願い、

以下に同意するものとする。

第一条

両当事者は、両国の法規制に準拠して、科学技術分野で協力するものとする。

第二条

両当事者は、以下の種類の業務に関連して協力するものとし、かかる仕事の形態、時期、規模、内容については両当事者間の交渉により合意するものとする。

- a) 両国の研究者が実施する研究協力プロジェクトへの支援
- b) 共同セミナー、シンポジウム、その他の科学技術会議への支援
- c) 知的財産権、科学コミュニケーション、科学教育などにおける人事交流（招聘、派遣など）への支援
- d) 提携活動の企画及び策定のための準備訪問への支援
- e) 両当事者が合意したその他の協力活動

第三条

承認された各研究プロジェクトについては全案件とも、それぞれの国の法規制及び予算の利用可能性に従い、JST は日本側研究チームへの資金提供を行い、FAPESP はブラジル・サンパウロ州側研究チームへの資金提供を行うものとする。

第四条

- a) 両当事者は、当覚書に基づく行動により商業的価値がある製品及び知的財産権が生じた場合、国の法令及び効力のある国際的慣行による規制を受けることに合意する。参加者はまた、自己のチームへの資金提供を行う当事者の知的財産方針を遵守しなければならない。
- b) 知的財産を共同所有する場合、関連当事者は、各当事者の貢献を考慮して、共同所有権の分配および権利行使条件に関する共同所有契約を設定するために誠意を持って努力する。

第五条

可能な限り、両当事者は当協力覚書に基づく協力により生じた不一致及び議論を友好的に解決するものとする。

第六条

当覚書は両当事者の相互同意によって改訂し、補遺により公にすることができる。

第七条

当覚書は締結日から 5 年間有効とする。各当事者は、6 ヶ月前までに書面での通知により当覚書を終了することができる。

当覚書が終了しても、承認済み又は既に着手されているプロジェクト及びプログラムの実施を損なわないものとする。この場合、両当事者は有効な期間中、かかるプロジェクト及びプログラムの予算を維持しなければならない。

2014 年 8 月 2 日にブラジル・サンパウロにて、ひとしく正文である英語、ポルトガル語及び日本語により本書 2 通を作成した。

FAPESP

JST

セルソ・ラフェル

理事長

中村道治

理事長